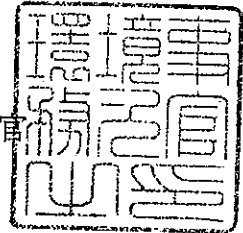




環廃対発第 111012001 号
平成 23 年 10 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環 境 事 務 次 官



災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 19 年 4 月 2 日環廃対発第 070402002 号本職通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が次のとおり改正され、平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

1. 10. 中、「2. から7. の規定にかかわらず」を「2. から8. の規定にかかわらず」に改める。

2. 10. の(1) 中、「以外が行う損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業に係る事務処理については、」を「以外が行う災害等廃棄物処理事業であって、損壊家屋等の解体事業を含まない場合の事務処理については、」に改める。